

専門部会報告修正案

1 「若年保護者への配慮」について

若年保護者として、満18歳未満であって児童の保護者となった者について配慮することを提案する。

満18歳未満は児童福祉法が規定する児童に該当する。また、高等学校在学に相当する年齢であり、一般的には自身も大人としての成長過程にあることから、自身及びその子どもの成長発達のため、社会的な支援が必要である。保育を受ける中で、育児、生活習慣、社会性を学びながら、就学又は就労に結びつけ、自立した生活ができるよう支援することが必要であると考えられる。

若年保護者及びその子どもについては、支援が重要であり、保育所等の利用に関して特段の配慮が必要である。

2 入所選考基準改定案

基本指数別表に新たに「3 児童の保護者のいずれかが満18歳未満の者である場合」を追加する。

現行		改定案	
別表		別表	
1	児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合	1	児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合	2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合
		3	<u>児童の保護者のいずれかが満18歳未満の者である場合</u>